

○大津市職員懲戒審査委員会規則

平成19年4月1日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号。以下「施行規程」という。)第17条第7項の規定に基づき、大津市職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、本市の職員のうち、その懲戒に関して施行規程第16条、第18条、第20条又は第22条の規定の適用を受ける者とする。

(審査の要求)

第3条 市長は、職員に対し免職又は過怠金の処分をしようとするときは、証拠を添付した文書により、委員会に審査(以下「懲戒審査」という。)を請求しなければならない。

(委員)

第4条 委員会の委員(以下「委員」という。)の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、委員会を代表し、会務を総理する。
2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、市長からの懲戒審査の請求があったときに、委員長が招集する。
2 会議は、委員長(前条第2項の規定によりその職務を代理する者を含む。以下同じ。)のほか、委員2人以上が出席しなければ開くことができない。
3 委員長及び委員は、自己又はその3親等内の親族に関する事件については会議に参加することができない。
4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に懲戒審査の対象となる職員の出頭を命じ、又は関係者に対し出席を求め、意見を聴くことができる。
5 会議の議事は、出席委員(委員長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長

の決するところによる。

第7条 会議は、公開しない。

(報告)

第8条 委員長は、会議において職員の懲戒審査について議決したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(議事録)

第9条 委員長は、議事録を作成し、これに署名した上、保存しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。